

# 政務調査費マニュアル

相模原市議会

# 目 次

I	政務調査費の使途基準		
1	基本方針	-----	1
2	使途項目	-----	1
3	政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）	-----	2
II	使途基準の運用指針		
1	実費弁償の原則	-----	4
2	按分にあたっての指針	-----	4
3	項目別充当指針	-----	5
III	会計処理		
1	会計帳簿等の整理保管	-----	9
2	証拠書類の整備	-----	9
3	会計帳簿調製上の留意点	-----	9

# I 政務調査費の使途基準

## 1 基本指針

政務調査費は、地方自治法第100条第13項及び第14項並びに相模原市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、相模原市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派又は会派に所属しない議員に対して交付されるものである。

したがって、会派として政務調査費の交付を受けた場合はその会派が行う調査研究活動に、会派に所属しない議員として政務調査費の交付を受けた場合はその議員が行う調査研究活動に要する経費として充当されるべきものである。

なお、会派に所属する議員が個々に行う調査研究活動であっても、会派の調査研究活動を分担して行うことが明確である場合には、これに要する経費にも政務調査費を充当することができるものとする。

## 2 使途項目

### 政務調査費使途基準

項目	内容	主な支出項目
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費。ただし、費用弁償の算出については相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年相模原市条例第28号）の例による。	会場使用料、謝礼、資料作成代、費用弁償（交通費、宿泊料等）、入場料、受講料、テキスト代、出席者負担金、会費、郵便料、宅配便運搬料、振込手数料等
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費。ただし、費用弁償の算出については相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の例による。	費用弁償（交通費、宿泊料等）、車借上料、道路通行料、入場料、写真代等
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	資料作成代、調査委託料、謝礼、筆耕料、翻訳料、事務用品購入代、備品購入・リース代等

資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書代、新聞・雑誌購読料等
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費	広報紙・報告書等作成代、郵便料、宅配便運搬料、会場使用料等
広聴費	住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費	会場使用料、資料作成代、郵便料、宅配便運搬料、茶菓子代等
人件費	調査研究活動に係る事務職員を雇用するために要する経費	賃金、通勤費、社会保険料等
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料・維持管理費、備品購入・リース代等
事務費	調査研究活動に係る事務処理のために必要な物品購入等に要する経費	事務用品購入代、備品購入・リース代、郵便料、宅配便運搬料、通信料（電話回線使用料等）等
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に要する経費	

### 3 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）

#### （1）政党活動経費

- ・ 党費、党大会参加費、党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党活動用事務所の設置及び管理に要する経費

#### （2）選挙活動経費

- ・ 選挙活動用の資料作成等に要する経費
- ・ 選挙活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- ・ 選挙活動支援に要する経費

#### （3）後援会活動経費

- ・ 後援会活動用の資料作成等に要する経費
- ・ 後援会活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- ・ 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費

(4) 交際費的な経費

- ・ 香典、祝金、寸志、慶弔電報等の冠婚葬祭に要する経費
- ・ 病気見舞い、餞別、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費  
(各種団体の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席)  
(各種団体の新年会等の会食だけの出席)  
(祝賀会、起工式、竣工式等への出席)

## Ⅱ 使途基準の運用指針

### 1 実費弁償の原則

政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

### 2 按分にあたっての指針

会派（議員）活動は、議会活動、後援会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となることが多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、その際は、按分の根拠を明確にしておくこととする。

#### （１）按分を要する項目

##### ア 広報費（広報作成代、送料）

調査研究活動とそれ以外の活動に関する内容が含まれている広報紙等の作成代等に政務調査費を充当する場合

##### イ 人件費（賃金等）

調査研究活動の業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している事務職員の人件費に政務調査費を充当する場合

##### ウ 事務所費（賃借料、維持管理費等）

調査研究活動とそれ以外の活動に供している事務所の賃借料等に政務調査費を充当する場合

#### （２）積算根拠の明確化

按分により政務調査費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記するものとする。

### 3 項目別充当指針

以下に掲げる項目及び内容以外のものについては、各会派等の判断により運用するものとする。

#### (1) 交通費

交通費への政務調査費の充当にあたっては、公費出張との均衡を図るため、相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の例によるものとする。

したがって、交通費の算定にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法により行うものとする。

##### ア 鉄道、バス、飛行機、船舶

実費弁償とする。

したがって、割引制度を利用した場合には、割引後の金額を政務調査費から充当することとする。

※ 鉄道会社等からの領収書等は不要だが、旅行代理店を通じて手配した場合等で領収書等が徴せるものは、領収書等を支出書に添付する。

##### イ タクシー、レンタカー

政務調査費をタクシー代又はレンタカー代に充当できる場合は、次のいずれかとする。

- ① 他の公共交通機関に比べ経済的な場合
- ② 他に利用できる公共交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシー又はレンタカーを利用する合理的な理由がある場合

※ 領収書等を徴し、支出書に添付する。

##### ウ 自家用車

政務調査費の充当にあたっては、ガソリン代として定額(10,000円/月額、議員1人当たり)で支出する方法と、公共交通機関の料金に換算して支出する方法のいずれかとする。

なお、定額で支出する場合においては、会派等の方針により、前記の額を超えない範囲で一律に支出することができる。

議員派遣に伴う公務視察中又は公務視察終了後に連続して、調査研究のための視察等を行う場合については、公務の部分と調査研究活動の部分が、時間的、場所的、経済的に重複することなく明確に区分しておくことが必要である。この場合において、公務視察に支障がないようにすることはもとより、行政視察届等においてもその旨を明記するとともに、政務調査費の支出に当たっては、公務視察中又は、それに連続して行う調査研究活動に要する経費として算出した額から、公務視察のみを実施した場合に要する経費を引いた額を充当するものとする。

なお、調査研究活動を行うことに伴い、当該公務視察で通常想定される経路、方法又は日時と異なる場合におけるその部分は、基本的には公務災害の対象とはならない。

## (2) 宿泊費

宿泊費については、公費出張との均衡を図るため、相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例に定める額とする。

ただし、主催者側において宿泊料が設定されていて開催通知等にその金額が明記されている場合には、その金額とする。(この場合は、証拠書類として金額が明記された開催通知等を支出書に添付するものとする。)

## (3) 会費、参加費

政務調査費を会費に充当する場合には、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものである必要がある。

また、各種の催し物等への参加費についても、それが実質的に研修や意見交換等が中心であり、かつその内容が議員の調査研究活動に資する場合において、政務調査費を充当できるものである。

### ※ 政務調査費の充当が不適当な会費等 (参考事例)

- ・ 団体の活動総体が調査研究活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費月会費等
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等  
(例) 自治会費、PTA会費、スポーツクラブ会費、商工会議所会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費や参加費等で、議員個人に帰属するもの

- ・政党活動に伴う党大会費、党費、党大会賛助金等
- ・議会内の親睦団体の会費等
- ・他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費等
- ・宗教団体の会費等
- ・冠婚葬祭の会費等（結婚式、祝賀会、祭り等の経費負担）
- ・親睦又は飲食を主たる目的とする会合の会費等

#### （４）事務所費

事務所費については、その設置目的が、調査研究活動のためのものであり、実際にそこが調査研究活動に使用されており、次のような要件を備えている場合に充当できるものとする。

- ・「事務所であること」がわかるような表示がされていること。
- ・事務所としての機能を有していること
- ・「事務所設置届」が議長宛に提出されていること。

##### ア 賃借料

政務調査費を賃借料に充当する場合は、原則として会派（所属議員）又は会派に所属しない議員が契約者となっていること。

##### イ 維持管理費

政務調査費を維持管理費に充当する場合は、その対象とする経費は光熱水費及び通信料とする。

なお、政務調査費の充当にあたっては、調査研究活動とそれ以外の活動に供している部分を分離することが望ましいが、手続的に煩雑になる場合等はそれぞれの実態に応じて定額とすることができる。この場合の通信料は（５）の事務費に定める額とする。

※ 事務所に係る通信料に政務調査費を充当する場合は、事務所費として支出するものとする。

##### ※ 政務調査費の充当が不適当な事務所費（参考事例）

- ・事務所として使用する不動産の購入や修繕、建築工事費
- ・家族及び生計を一にする親族が所有する事務所の賃借料（法人所有も含む）

## (5) 事務費

政務調査費を事務費の通信料に充当する場合においては、次に定める額とする。ただし、会派等の方針により、この額を超えない範囲で一律に充当することができる。

なお、事務所費の維持管理費として充当した通信料については、事務費では充当できないものとする。

項 目	月 額（議員 1 人当たり）
固 定 電 話 代	4,000円
携 帯 電 話 代	7,000円
ファクシミリ代	4,000円
インターネット使用料	3,000円

※ ファクシミリ代については、電話回線と別の回線によるものを対象とする。

## (6) その他の経費

### ※ 政務調査費の充当ができる事例（参考事例）

- ・政務調査費で購入した備品の修繕、処分等に要する経費
- ・調査研究活動による視察に際して、相手方に持参する土産代、旅行傷害保険料
- ・調査研究活動として開催する研修会等における講師（市外居住者に限る）に対する食事代
- ・調査研究活動として開催する研修会等における湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の茶菓子代

### ※ 政務調査費の充当が不適当な事例（参考事例）

- ・調査研究活動に直接関係しない備品、図書等の購入費
- ・自動車の維持管理（車検代、保険料、税金、修理代等）に要する経費
- ・自己所有の備品等の修繕・処分等に要する経費

## Ⅲ 会計処理

### 1 会計帳簿等の整理保管

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務調査費の支出について領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿を調製しなければならない。また、会計帳簿等は、当該会派の代表者及び会派に所属しない議員が収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(条例施行規程第10条)

したがって、政務調査費の交付を受けた会派が解散した場合は当該会派の代表者だった者が、政務調査費の交付を受けた会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合は当該会派に所属しない議員であった者が、会計帳簿等を保存しなければならない。(条例取扱要領第9条)

### 2 証拠書類の整備

#### (1) 領収書等

支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類を徴するものとする。

領収書等の宛名については、政務調査費の交付を受けた者とする(会派として交付を受けた場合は会派名、会派に所属しない議員として交付を受けた場合はその議員名)。ただし、会派名の領収書を徴することができない場合は、個人名の領収書でも可とする。

なお、感熱紙の領収書(レシート等)は、コピーして原本とともに保存する。

#### (2) 支払証明書

領収書等を徴することができない場合には、支払証明書をもってこれに代えることができる。

### 3 会計帳簿調製上の留意点

#### (1) 収入書

収入1件につき1枚を起票する。

## (2) 支出書

原則として、領収書1枚につき支出書1枚を起票する。ただし、次の場合は下記のとおりとする。

- ① 宿泊を伴う調査旅費、研究研修費      1 視察につき支出書1枚を起票
  - ② 近距離の交通費      会派及び会派に所属しない議員1月分につき支出書1枚を起票
  - ③ 消耗品      1月分につき支出書1枚を起票
- その他、ある程度まとめることにより合理的な処理ができるような場合は、上記に準じた扱いとして良いこととする。

なお、支出書には、領収書等を添付し、支出の内訳がわかるように記入する。主な留意点は下記のとおりである。

- ① 視察旅費等の場合は、支出書表面の経費算出表欄に交通費・宿泊料等、すべての経費を記載し、裏面に領収書を貼付するとともに、行程表を添付するものとする。  
なお、領収書を徴することができない交通費がある場合は、支払い証明書を併せて添付し、その内訳がわかるようにしておくものとする。
- ② 資料・広報紙等を作成した場合は、成果品を添付する。
- ③ 書籍・物品等を購入した場合は、書籍名・物品名・購入数等を記入する。
- ④ 複写機賃借料等支出が翌月以降となるものの年度末の支出にあたっては、使用月の属する年度の政務調査費を充当する。ただし、口座振替等による支払のため収支報告書の提出期限までに支出ができない場合は、翌年度における政務調査費を充当することができる。